

社会福祉法改正への対応について

改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日に本格施行されたことに伴い、社会福祉法人が定時評議員会前後に行うべき業務等を記載しています。

※以下は、平成 29 年度に提示した一般的なスケジュール例です。

時期	法人の業務
3 月 31 日	決算期
I 4 月～5 月中旬頃	
4 月 1 日	<p>評議員の任期の開始（社法 附則第 9 条第 2 項） ※現役員任期は定時評議員会の終結の時まで（社法附則第 14 条）</p>
	<p>(1) 理事による計算書類及び附属書類並びに事業報告及び附属明細書の作成及び監事への書類の提出（社法第 45 条の 27 第 1・2 項、第 45 条の 28 第 1 項） ※計算書類等は I (4)※の監査期間を確保する必要があることに留意すること 特定理事の選定（省令第 2 条の 32 第 4 項） ※必要に応じて任意設置</p>
	<p>(2) 理事による福祉充実計画の作成（社法第 55 条の 2 第 1 項） ※社会福祉充実残額がある場合のみ（社法第 55 条の 2 第 1 項） ※ I (3) の専門家への意見聴取の期間を確保する必要があることに留意すること</p>
	<p>(3) 福祉充実計画の公認会計士、税理士等への意見聴取（社法第 55 条の 2 第 5 項） ※地域公益事業を行う場合は、併せて住民等への意見聴取が必要（社法第 55 条の 2 第 6 項）</p>
	<p>(4) 監事による計算書類、事業報告とそれらの附属明細書の監査及び理事への報告（社法第 45 条の 28 第 1 項） ※原則、計算書類の全部受領後 4 週間を経過した日までに報告（省令第 2 条の 28 第 1 項第 1 号） 特定監事の選定（省令第 2 条の 32 第 5 項） ※必要に応じて任意設置</p>
	<p>(5) 理事による適正業務確保体制の策定（社法第 45 条の 13 第 5 項） ※特定社会福祉法人のみ対象（政令第 13 条の 3）</p>
II 5 月中旬～6 月上旬頃	
原則、決算理事会開催 1 週間前の日の前日まで	<p>(1) 現理事による決算理事会の招集（社法第 45 条の 14 第 1 項） ※原則 1 週間前までに【中 7 日】招集通知発送。ただし、役員全員の同意で招集手続き不要（社法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一法第 94 条）</p>

<p>定時評議員 会の日の2 週間前の日 の前日まで</p>	<p>(2) 決算理事会の開催</p> <p>①決算（計算書類、事業報告とそれらの附属明細書）、財産目録の承認（社法第45条の28第3項、省令第2条の40第2項） ※決算理事会の開催日は定時評議員会の開催日と中14日あける（社法第45条の32） ※監事は出席義務あり（社法第45条の18第3項で準用する一法第101条第1項）</p> <p>②新役員、会計監査人候補者の評議員会への提出議案の承認 ※監事の選任案については、現監事の過半数の同意が必要（社法第43条第3項で準用する一法第72条第1項） ※会計監査人の選任案については、現監事の過半数の承認が必要（社法第43条第3項で準用する一法第73条第1項）</p> <p>③福祉充実計画の評議員会への上程議案の承認 ※社会福祉充実残額がある場合のみ（社法第55条の2第1項）</p> <p>④役員報酬額及び支給基準、評議員報酬支給基準の評議員会への上程議案の承認（第45条の35第2項）</p> <p>⑤会計監査人の報酬 ※監事の過半数の同意が必要（社法第45条の19第6項で準用する一法第110条）</p> <p>⑥定時評議員会の招集日時、場所、議題等の決定（社法第45条の9第10項で準用する一法第181条第1項） ※定時評議員会の議案は原則、理事会で議決した事項に限る（社法第45条の9第9項）</p> <p>⑦適正業務確保体制の承認（社法第45条の13第4項第5号） ※特定社会福祉法人のみ対象（政令第13条の3）</p> <p>⑧議事録の作成（社法第45条の14第6項）</p>
<p>定時評議員 会の日の2 週間前の日 から</p>	<p>(3) 計算書類等の備え置き（社法第45条の32第1・2項） ※計算書類、事業報告とそれらの附属明細書、監査報告を定時評議員会の日の2週間前の日【の前日】から主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間、備え置く</p>
<p>Ⅲ 6月上旬～6月下旬頃</p>	
<p>原則、定時評 議員会開催 1週間前の 日の前日ま で</p>	<p>(1) 現理事による定時評議員会の招集（社法第45条の9第3項） ※原則1週間前の日までに【中7日】招集通知発送（社法第45条の9第10項で準用する一法第182条第1項） ただし、評議員全員の同意があれば通知不要（社法第45条の9第10項で準用する一法第183条）</p>

6月30日まで	<p>(2) 定時評議員会の開催</p> <p>① 計算書類の承認（社法第45条の30第2項）</p> <p>② 事業報告の内容の報告（社法第45条の30第3項）</p> <p>③ 新役員、会計監査人の選任（社法第43条第1項）</p> <p>④ 福祉充実計画の承認（社法第55条の2第7項） ※社会福祉充実残額がある場合のみ（社法第55条の2第1項）</p> <p>⑤ 役員・評議員報酬の額、支給基準の承認（理事報酬額：社法第45条の16第4項で準用する一法第89条、監事報酬額：社法第45条の18第3項で準用する一法第105条、役員等報酬支給基準：社法第45条の35第2項） ※現役員の報酬は現行の報酬規程で支給可（社法附則第20条） ※監事はその報酬等について評議員会で意見を述べる事が可能（社法第45条の11第4項で準用する一法第105条第3項）</p> <p>⑥ 会計監査人の報酬額、支給基準の承認 ※監事の同意必要（社法第45条の19第6項で準用する一法第110条）</p> <p>⑦ 議事録の作成（社法第45条の11第1項） ※主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間、備え置き（同条第2・3項）</p> <p>⑧ 役員は評議員会の求めがあれば出席する義務あり（社法第45条の10）</p>
定時評議員会での選任後速やかに	<p>(3) 新理事による理事会の開催（社法第45条の14第1項） ※原則1週間前までに招集通知発送。ただし、役員全員の同意で招集手続き不要（社法第45条の14第9項で準用する一法第94条）</p> <p>① 理事長の選定（社法第45条の13第3項） ※現理事長の代表権は新理事長の就任時まで有効（社法附則第15条） ※理事長の職務代理者の選任は不要（「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A 39-5参照）</p>
評議員会の承認後すぐ	<p>(4) 役員及び評議員の報酬等の支給基準のインターネット等による公開 ※評議員会の承認後直ちに（社法第59条の2第1項第2号、省令第10条）</p> <p>(5) 会計監査人（公認会計士）との契約</p>
6月30日まで	<p>(1) 所轄庁への届出</p> <p>① 社会福祉充実計画（社法第55条の2第1項）</p> <p>② 計算書類・事業報告（附属書類を含む）、監査報告（社法第59条第1号）、財産目録、役員及び評議員の名簿、役員及び評議員の報酬等の支給基準、現況報告書（社法第59条第2号）</p> <p>(2) 資産総額登記（組合等登記令第3条第3項）</p>

IV 7月以降	
所轄庁への届出後	(1) 計算書類・事業報告（附属書類を含む）、監査報告、財産目録、役員及び評議員の名簿、役員及び評議員の報酬等の支給基準、現況報告書のインターネット等による公開（社法第59条の2第3号、省令第10条）
理事長の選任後2週間以内	(2) 代表者の変更登記（組合等登記令第3条第2項）
所轄庁による審査終了次第	(3) 所轄庁による福祉充実計画の承認（社法第55条の2第9項） ※計画の変更、終了には所轄庁の承認等が必要（社法第55条の3、第55条の4）

(凡例) 社法：社会福祉法

一法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

政令：社会福祉法施行令

省令：社会福祉法施行規則

青字：特定社会福祉法人（法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）のサービス活動収益計の当年度決算額が30億円を超えるか、法人単位貸借対照表の負債の部合計の当年度決算額が60億円を超える社会福祉法人）に関する規定